

小規模多機能型居宅介護指定ガイドライン（提案）

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

提案にあたって

平成17年5月の介護保険法改正によって、平成18年4月から新たな介護サービスの類型としての地域密着型サービスが開始されることとなりました。なかでも、小規模多機能型居宅介護については、サービス利用者が、「通所」「宿泊」「訪問」の包括的なサービスを受けながら、住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することを支援するものとして、大きな期待を集めています。

また、小規模多機能型居宅介護は、これまでの10数年に及ぶ全国各地の宅老所等による実践の成果の上に制度化されたものですが、一方、その密室性やルーチンワークに収まらない多様で個別的なケアの実現が課題となっており、これからも事業者の努力によって、質の高いサービスの提供が求められているものです。

このため、介護保険法では、地域密着型サービスへの市町村（保険者）の関与を強化するため、事業者の指定及び監督を市町村の役割として位置づけ、さらに、市町村は、事業者の指定にあたって、厚生労働省令で定める範囲内で、「人員、設備及び運営に関する基準」を定めることができることとなっています。

沖縄県社会福祉協議会では、市町村による「基準」の作成に資するため、長年にわたる小規模多機能ケアの実践や研究で培われた理念と成果、及び県内宅老所調査の結果を踏まえて本ガイドラインを作成いたしました。

このガイドラインは、小規模多機能ケアの目標水準であるとともに、事業者の選定及び指定の更新にかかる判断基準として活用していただきたく提案するものです。市町村の設置する地域密着型サービス運営委員会における事業者の選定にあたって、本ガイドラインが参考になれば幸いです。

【評価の8つの領域と、各項目の評価基準】

評価領域：**事業経営の理念**

－利用者本位、個人の尊厳を基調とした経営理念を有しているか－

1. 経営理念の成文化と公表
2. 経営理念の提示と説明
3. 役員、職員等の共有

評価領域：**地域との連携**

－地域に密着し、地域に開かれた仕組みが作られているか－

1. 地域住民、関係団体の理解等
2. 利用者のふだんの暮らしの継続

評価領域：**多機能性**

－利用者の、その人らしい地域生活の継続を支える機能、及び家族や地域住民に対する支援機能を備えているか－

1. 主要三機能（通所・宿泊・訪問）の柔軟な運用
2. 利用者及び地域の様々な福祉ニーズへの対応
3. 利用者の自己実現を図る支援
4. 障害児・者、学童、乳幼児の利用（特区の場合）

評価領域：**サービスの質の確保**

－利用者の、その人らしい生活を実現し得る資質を有した職員が、必要数確保されているか－

1. 職員の体制
2. 職員の資質・力量・姿勢
3. サービスの自己評価

評価領域：**利用者の尊厳と権利の擁護**

－利用者の尊厳と権利を最大限に尊重する体制が整備されているか－

1. 苦情や要望への対応
2. プライバシー及び個人情報の保護
3. 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用支援

評価領域：**利用者の安全の確保**

－事故・緊急時に向けた対応策が整備されているか－

1. 事故・緊急時の対応マニュアルの整備
2. 事故・緊急時の関係機関との連携・協力体制

評価領域：**経営体制の整備**

－健全な運営を担保する体制を整備しているか－

1. 役員会等の構成
2. 運営委員会の設置

評価領域：**立地環境・建物設備**

－事業所は、利用者の生活の延長にふさわしい立地環境や建物の設備構造となっているか－

1. 事業所の立地環境
2. 事業所の設備構造

【各項目の評価基準】

- ・ 取組みの計画がない..... 1点
- ・ 取組みが計画されているが不十分である..... 2点
- ・ 取組みが計画され、一定の成果が期待できる..... 3点
- ・ 取組みが計画され、十分な成果が期待できる..... 4点

【評価領域：事業経営の理念】

1. 事業者は、介護保険制度の理念及び小規模多機能型居宅介護の意義を理解しており、これを経営理念として成文化して、対外的に公表していますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

経営理念に、「その人らしさの追及」、「個人の尊厳及び人権の尊重」、「なじみの地域で暮らし続ける」等が盛り込まれていること。

経営理念が、事業所内の掲示、広報紙、インターネット等で公表されていること。又は予定していること。

2. 経営理念が、利用者、家族、利用希望者に提示され、分りやすく説明されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

利用契約に際して、利用者、家族等へ経営理念が書面で提示され、分りやすく説明されていること。又は予定していること。

3. 経営理念が、役員、職員等に共有されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

経営理念は、理事会等の承認を得たものであること。

職員の採用に際して経営理念が提示され、同意を確認していること。

職員のミーティング等において、定期的に経営理念の内容と、その実現に関する話し合いが行われ、事業所の運営と実践に反映されていること。又は予定していること。

【採点】

評価点合計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ダイヤグラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	0	1	2	3						

【評価領域 : 地域との連携】

1. 事業所の設置・運営に地域住民、関係団体の理解が得られ、地域住民やボランティア等との交流・協力体制が整えられていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等での説明が行われ、事業所設置への理解が得られていること。

地域住民やボランティア等による支援・交流活動が行われていること。又は働きかけが予定されていること。

保育所、学校等との交流、福祉学習、実習の受け入れが行われていること。又は働きかけが予定されていること。

2. 事業所内だけでなく近隣地域全体をケアの場として、利用者のふだんの暮らしの継続が図られていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

周辺地域での散歩や買い物、地域行事への参加等を通じて、利用者の日常生活の継続が図られていること。又は取組みが予定されていること。

家族や知人・友人等の訪問が日常的に行われ、それまでのつながりが維持されていること。又は働きかけが予定されていること。

【採点】

評価点合計	2	3	4	5	6	7	8
ダイヤグラム	0	1	2	3			

【評価領域 : 多機能性】

1. 主要三機能（通所・宿泊・訪問）は、利用者のニーズに応じて柔軟な運用が図られていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

通所利用者の時間延長への対応が可能となっていること。

家族等が、利用者の必要に応じて一緒に宿泊できること。

利用者本人の意向に反した宿泊がないこと。

2. 主要三機能以外に、利用者及び地域の様々な福祉ニーズを受けとめられる機能が整備されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

家族会の設置など、家族・介護者支援のための具体的な活動計画を有していること。

地域に向けた介護相談支援の機能を有していること。

縁側サロンなど、地域高齢者等のひきこもり防止や生活の活性化を図るための交流の場を有していること。

3. 利用者の能力や生活の満足度を高め、利用者の自己実現を図る支援が行われていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

利用者の希望に応じて、特別なプログラムに参加しない「くつろぎ」の選択が可能となっていること。

自分で自分の時間のすごし方を決めることができるよう、複数のプログラムが提供されていること。又は予定されていること。

利用者がサービスの受け手にとどまらず、事業所において役割を担うことが可能となっていること。

4. 障害児・者、学童、乳幼児の利用が可能となっていますか。（特区の場合）

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

障害児・者、学童、乳幼児のいずれの利用も可能となっている。

障害児・者、学童、乳幼児のいずれかの利用が可能となっている。

障害児・者のケアに知識経験を有する職員を配置している。

学童、乳幼児のケアに知識経験を有する職員を配置している。

【採点】（特区以外）

評価点合計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ダイヤグラム	0	1	2	3						

【採点】（特区）

評価点合計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ダイヤグラム	0	1	2	3									

【評価領域 : サービスの質の確保】

1. 職員の体制は、国基準を超えて十分な配置となっていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

国基準に基づく配置については、非常勤職員を交えた常勤換算ではなく、専任常勤職員によって基準を満たしていること。

常勤または非常勤の看護職員が配置されていること。

職員の外部研修参加、休暇等に対応できる補佐体制が整備されていること。

2. 職員の資質・力量・姿勢は、経営理念の実現にふさわしい水準となっていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

「通い」「泊まり」「訪問」のいずれにも対応できる知識・経験を有する職員が配置（確保）されていること。

認知症高齢者ケアに関する確かな知識・経験を有する職員が配置（確保）されていること。

職員の資質向上を図るための事業所内研修、業務上の実践トレーニング、外部研修への派遣及び自己研修の支援が計画的に取り組まれていること。又は予定していること。

3. サービスに関する定期的な自己評価が行われ、事業所の活動に反映されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

一年に1回以上、職員全体による自己評価が実施されていること。又は予定していること。

評価の結果は、利用者、家族、役員、運営委員会等へ報告され、事業所の運営及び処遇の改善に向けた合意が図られていること。又は予定していること。

【採点】

評価点合計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
ダイヤグラム	0	1	2	3						

【評価領域 : 利用者の尊厳と権利の擁護】

1. 利用者や家族等からの苦情や要望に対して、誠意を尽くした対応が図られていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

サービス利用者及びその家族等に対して、苦情・要望等の対応体制が周知されていること。又は予定していること。

利用者等の苦情が事業所内で解決できない場合の相談機関が、利用者等へ周知されていること。又は予定していること。

介護相談員、福祉オンブズマン等による相談体制が、事業所内に確保されていること。又は予定していること。

2. 利用者や家族等のプライバシー及び個人情報、適正に保護されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

「個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日 通達)」に則した規程が整備されていること。又は予定していること。

当規程が、職員に周知されていること。又は予定していること。

利用者や家族等に対して、事業所における個人情報の取扱い及び保有個人情報に関する当事者の権利が、分りやすく説明されていること。又は予定していること。

3. 利用者の必要に応じて地域福祉権利擁護事業、成年後見制度が迅速に利用できるよう、支援体制が整備されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度に関する担当者が配置されていること。

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の関係機関との連携体制が整備されていること。又は予定していること。

【採点】

評価点合計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ダイアグラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	0	1	2	3						

【評価領域 : 利用者の安全の確保】

1. 事故・緊急時の対応マニュアルが整備されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

事故の予防を含む対応マニュアルが作成され、職員に周知されていること。又は予定していること。

事故・緊急時の円滑な対応を図るための実地訓練が実施されていること。又は予定していること。

始業時、終業時の点検など、日常的な事故防止活動が徹底されていること。又は予定していること。

事故・緊急時の家族等への連絡・報告が確実に行われる体制となっていること。又は予定していること。

2. 事故・緊急時の避難、救急に関する関係機関との連携・協力体制が整備されていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

消防署、医療機関等関係機関との連携・協力に関する合意が形成されていること。又は予定していること。

利用者のかかりつけ医が把握され、適宜情報交換が行われていること。又は予定していること。

【採点】

評価点合計	2	3	4	5	6	7	8
ダイヤグラム	0	1	2	3			

【評価領域 : 経営体制の整備】

1. 役員会は、小規模多機能ケアに関する知見と、社会福祉に対する深い理解を有し、法人の経営に責任を負っている者の構成となっているか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

小規模多機能ケアに関する役員研修等の定期的な実施、又は外部研修への派遣が行われていること。又は予定していること。

名目的な役員就任ではなく、実質的な経営参画が行われていること。

2. 実施地域の自治会、社会福祉協議会、民生委員、利用者の家族等による運営委員会等が設置され、地域に密着した社会資源として支援を受けていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

実施地域の自治会等による運営委員会等が設置され、事業の企画や地域ニーズの把握など、実質的に機能していること。又は予定していること。

運営委員会等が設置されていない場合にあっても、地域から孤立した事業運営にならないよう、地域関係者との定期的な懇談会等が行われていること。又は予定していること。

【採点】

評価点合計	2	3	4	5	6	7	8
ダイヤグラム	0	1	2	3			

【評価領域 : 立地環境・建物設備】

1. 事業所の立地環境は、住宅地域の中、または家族等の徒歩の範囲内となっていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

住宅地域から離れている場合であっても、概ね km 以内の距離にあること。

利用者の外出が容易になるように、事業所周辺の安全対策や事業所を認識しやすい工夫が施されていること。又は予定していること。

2. 事業所の建物は、利用者になじみやすい家庭的な雰囲気の設定構造となっていますか。

評価	1	2	3	4
----	---	---	---	---

【評価のポイント】

一戸建ての民家、空き店舗等の活用が望ましいこと。

利用者の安全への配慮を原則としながら、一般的な住宅の設備構造に近いものであること。

【採点】

評価点合計	2	3	4	5	6	7	8
ダイヤグラム	0	1	2	3			

小規模多機能型居宅介護指定ガイドラインによる評価とダイヤグラム(例)

評価領域	A事業者	B事業者
事業経営の理念	2	3
地域との連携	2	3
多機能性	3	2
サービスの質の確保	3	2
利用者の尊厳と権利の擁護	2	3
利用者の安全の確保	3	2
経営体制の整備	3	2
立地環境・建物設備	2	3
計	20	20

